

地域生活支援拠点の整備

第4期障害福祉計画 H27～H29

国の基本指針にて、地域生活支援拠点等（拠点施設又は面的な体制）平成29年度末までに市町村又は圏域に少なくとも一か所を整備。

地域における生活の
安心感を担保



緊急時対応

- 迅速・確実な相談支援
- 緊急短期入所等

障害者等の地域での
生活を支援する



施設や親元からGH・一人暮らし 等へ

- 体験の機会の提供
- 地域への移行を支援体制を整備

障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の居住支援に求められる5つの機能を強化して、障がい児・者の地域での生活を支えていく

①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門性 ⑤地域の体制づくり

北信圏域の理念：その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、
その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり

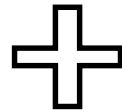
地域生活拠点の5つの機能

①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門性 ⑤地域の体制づくり

① 相談

障害の特性に起因した緊急時に必要なサービスのコーディネートなど必要な支援を行う機能

基幹センター
委託相談支援事業
特定相談支援事業



地域定着支援を活用した
コーディネーターを配置

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保。

② 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保
「はるかぜ」に空床2床、コーディネーターを配置

「はるかぜ」の空床2床、
緊急CO、地域安心COを
6市町村で確保

地域生活拠点の5つの機能

①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門性 ⑤地域の体制づくり

③ 体験の機会・場

共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
入所、長期入院からの地域移行や親元からの自立等

④ 専門性

専門的な対応ができる体制確保や、人材の養成を行う機能
医療的ケアが必要な者や行動障害の方
高齢化に伴い重度化した障がい者 への対応

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

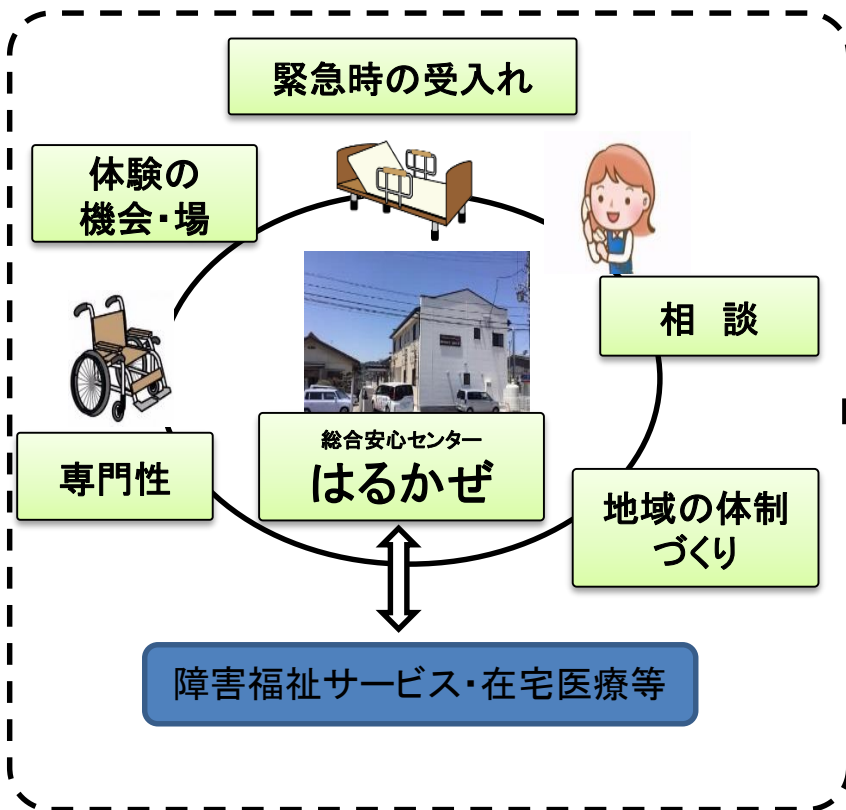
基幹センター
委託相談支援事業
特定相談支援



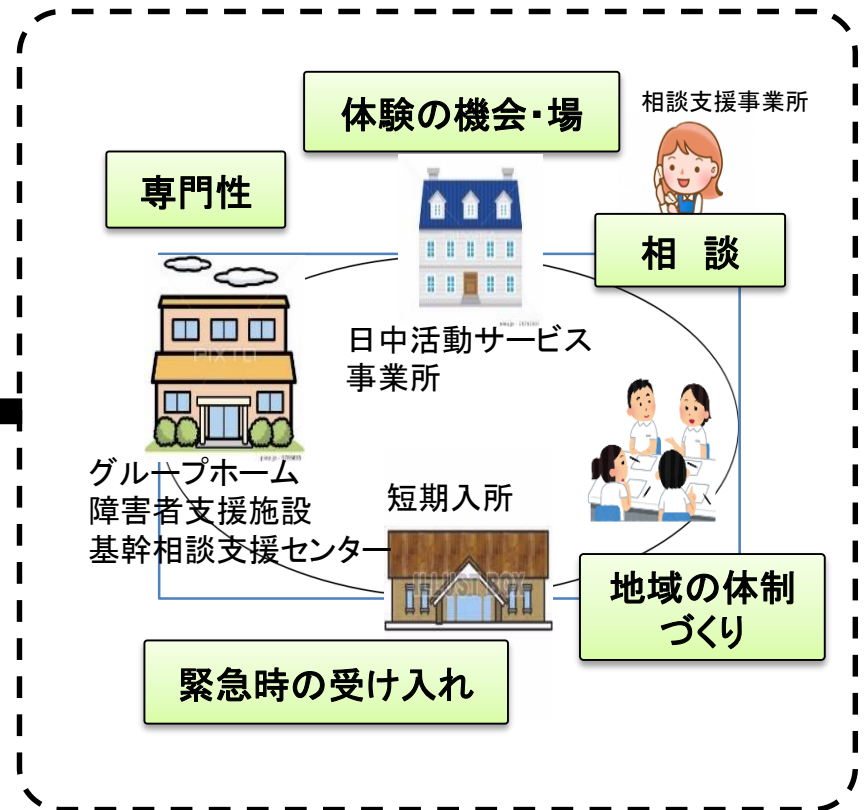
一般相談支援等を活用した
コーディネーターを配置

理念：その人の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、
その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり

北信圏域の核となる地域生活支援拠点事業所
【多機能拠点整備型(グループホーム併設型)】



北信圏域の協力体制
【面的整備型】



北信圏域では「多機能拠点整備」、「面的整備」の両方を合わせた形で整備を進めていきます。

5つの柱（機能）ごとに専門部会で検討してもらい、今後の面的整備につなげる

①相談

本人の意思決定に基づく相談の仕組み

本人中心部会

- 施設入所者のニーズについて本人・事業所へ聞き取り

②緊急時の受入・対応

各地域に短期入所事業所に緊急受入体制の整備
医ケアの必要な方に緊急対応できる資源の確保

サービス向上部会

- 短期入所や居宅事業等の実態調査と面的整備のために必要な資源の検討
- 地域を目指すために必要な体験の場の確保の検討
- 共同生活援助・短期入所の拡充
- 在宅での生活を支える在宅支援の充実

③体験の機会・場

地域移行・親元からの自立のための
体験の場整備、居住支援の充実

精神部会

- アパート暮らしのための保証人について
- 居住支援のための不動産業者等との連携について

④専門性

医ケア・行動障害・精神障害への対応ができる
人材の育成、医療機関・事業所との連携強化

そだちネットワーク部会

- 医ケアの必要な障がい児の緊急対応、医療機関等との連携強化

⑤地域の体制づくり

地域診断しながら本人のニーズに基づき資源の
開発・充実を図る中で本人が望む暮らしを追及